

ご存じですか？「インセンティブ制度」 皆さまの取り組みが保険料率を変えます！

インセンティブ（報奨金）制度は、協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの健康づくり等にかかる取り組み実績に応じて、健康保険料率にインセンティブを付与するものです。皆さまの取り組みが健康保険料率に反映されますので、下記の5つの評価指標にかかる取り組みの推進にご協力をお願いします。

※協会けんぽの健康保険料率は、地域の医療費に基づき算出するため都道府県支部ごとに保険料率が異なります。令和5年度の健康保険料率は**10.21%**（全国平均10.0%）となっており、全国で**10番目**に高いです。令和3年度の取り組み実績が令和5年度の健康保険料率に反映され、長崎支部には**健康保険料率0.008%に相当するインセンティブ**が付与されています。

指標① 特定健診等の実施率

加入者様

協会けんぽの健診を毎年受診しましょう！
<被保険者（ご本人）様> 生活習慣病予防健診
<被扶養者（ご家族）様> 特定健診

事業主様

協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施されている場合は、**健診結果データを協会けんぽへ提供**してください！（40歳以上の協会けんぽ加入者様分）

指標② 特定保健指導の実施率

加入者様

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、協会けんぽの**特定保健指導を受けましょう！**

事業主様

特定保健指導は主に保健師等が事業所を訪問し実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力をお願いします。

皆様に取り組んで いただきたいこと！ 5つの評価指標

指標④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

加入者様

健診の結果、「**血圧、血糖、脂質が要治療（再検査含む）**」の判定を受けた方は**必ず医療機関を受診**しましょう。

事業主様

従業員の健診結果を把握し、「**要治療者**」に対して受診を促してください。



指標③ 特定保健指導対象者の減少率

加入者様

特定保健指導の対象とならないように、日頃から健康的な生活習慣に取り組みましょう。

また、特定保健指導を受けた方は、保健師等に相談しながら**最後まで中断することなく継続**しましょう！



協会けんぽ長崎支部
キャラクター
ケン坊ハバ

指標⑤ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

加入者様

医療機関でお薬が処方される場合、
医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」
の希望を伝え、積極的にご利用
ください。



皆さまの健康保険料率の上昇を抑えるためにも、病気の予防・健康づくりに積極的に取り組んで、健康的な生活も手に入れましょう！

インセンティブ制度のチェックポイント

①健康保険料率に反映される取り組み実績について

インセンティブ制度は、当年度の取り組み実績に基づき翌々年度（※1）の健康保険料率にインセンティブを付与する制度です。

（※1）令和5年度健康保険料率には令和3年度の取り組み実績に基づくインセンティブが付与されており、**令和5年度の取り組み実績は令和7年度健康保険料率に反映**されます。

②インセンティブの付与対象支部について

インセンティブ制度では、**5つの評価指標**に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、**上位15支部（※2）**に対して得点数に応じた**インセンティブを付与**することとしており、そのインセンティブによって健康保険料率の引き下げを行います。

（※2）インセンティブ分の健康保険料率のインパクトを強める観点から、令和4年度の取り組み実績が反映される令和6年度保険料率より、インセンティブ付与対象支部を上位15支部へ縮小（令和5年度保険料率まではインセンティブ付与対象支部は上位23支部）

加入者皆さまの健康づくりへの取り組みが保険料率上昇を抑える大きな力になります



協会けんぽ長崎支部
キャラクター
ケン坊

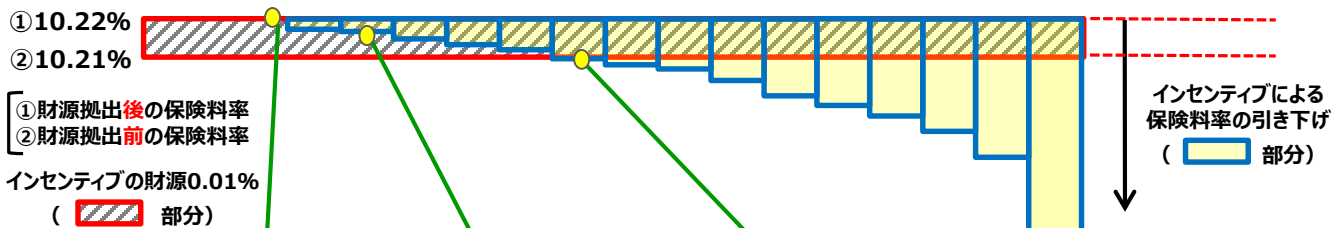
③インセンティブの財源負担

財源は、全支部から一律**0.01%**を従来の健康保険料率（※3）に**上乗せして拠出**します。

（※3）全支部一律の保険料率である「後期高齢者に係る保険料率」の部分

インセンティブ制度のイメージ図

インセンティブの財源（0.01%）拠出前の長崎支部健康保険料率を**10.21%**とした場合、インセンティブ制度における保険料率は、実績に応じたインセンティブによる保険料率の引き下げにより、以下のケースA～Dのいずれかのような保険料率になります。



ケース A	ケース B	ケース C	ケース D
インセンティブ なし 10.22% (拠出分 > インセンティブ)	インセンティブ 0.003% $10.22\% - 0.003\% = 10.217\%$ <small>小数点第3位以下端数整理のため 10.22%</small> (拠出分 > インセンティブ)	インセンティブ 0.01% $10.22\% - 0.01\% = 10.21\%$ (拠出分 = インセンティブ)	インセンティブ 0.10% $10.22\% - 0.10\% = 10.12\%$ (拠出分 < インセンティブ)

■「ケースD」は「ケースA」よりもどのくらい保険料額が安くなるの？

－標準報酬月額30万円の場合－（保険料は、労使折半前の金額）

保険料月額（ケースA）30万円 × **10.22%** = 30,660円

（ケースD）30万円 × **10.12%** = 30,360円（▲300円）年間 ▲3,600円

多くの従業員を雇用する事業主様の負担は、より大きな差になります。



全国健康保険協会 長崎支部
協会けんぽ

〒850-8537
長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
TEL: 095-829-6000（企画総務グループ）